平成３０年１０月５日　　号外

岡山県公報

発行　岡山県

目次

【規則】
○岡山県事務処理規則の一部を改正する規則　税務課
（県例規集登載）

担当課（室）

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第四十八号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月五日

岡山県知事　伊原木　隆太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三税務課の部10の項中12を削り、11を12とし、２から10までを１ずつ繰り下げ、同項１中「地方税法（以下この項において「法」という。）」を「法」に改め、同１を同項２とし、同２の前に次のように加える。

１　当該徴税吏員の指定（地方税法（以下この項において「法」という。）第22条の３第１項）		
	○	

別表第三税務課の部10の項に次のように加える。

13　知事が処理する犯則事件の指定（岡山県税条例施行規則（昭和29年岡山県規則第63号）第２条）		
	○	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。